

熊本市教育長の職務代理人にかかる事務の委任等に関する規則の一部改正について

熊本市教育長の職務代理人にかかる事務の委任等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育長の職務代理人にかかる事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育長の職務代理人にかかる事務の委任等に関する規則（平成28年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「かかる」を「係る」に改める。

第2条第1項中「者」の次に「（以下「教育次長」という。）とし、教育次長が2人以上あるときは、あらかじめ教育長が定めた順序によるもの」を加え、同条第2項中「教育委員会事務局」の次に「の」を加え、「、「部長」」を「「部長」」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

組織改編に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育委員会の委員が教育長の職務を行う場合における事務の委任に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要

があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則(平成28年教育委員会規則第3号)

改正後(案)	現行
熊本市教育長の職務代理者に <u>係る</u> 事務の委任等に関する規則(平成28年教育委員会規則第3号)	熊本市教育長の職務代理者に <u>かかる</u> 事務の委任等に関する規則(平成28年教育委員会規則第3号)
(委任する事務局職員)	(委任する事務局職員)
第2条 前条に定める事務の委任を受ける教育委員会事務局の職員(以下「委任を受ける職員」という。)は、教育次長の職にある者(以下「 <u>教育次長</u> 」という。)とし、 <u>教育次長が2人以上あるときは、あらかじめ教育長が定めた順序によるもの</u> とする。	第2条 前条に定める事務の委任を受ける教育委員会事務局の職員(以下「委任を受ける職員」という。)は、教育次長の職にある者_____とする。
2 前項の者に事故があるとき、又はその者が欠けたときは、教育委員会事務局の <u>部長</u> の職にある者(以下「 <u>部長</u> 」という。)とし、部長が2人以上あるときは、部長としての在職期間が長い者とする。	2 前項の者に事故があるとき、又はその者が欠けたときは、教育委員会事務局_部長の職にある者(以下、「 <u>部長</u> 」という。)とし、部長が2人以上あるときは、部長としての在職期間が長い者とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。